

事 務 連 絡

令和2年4月14日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室長

総務省における「生活支援臨時給付金コールセンター」の開設について（周知）

令和2年4月7日に、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金（仮称）が実施されることになり、当該給付金給付事業担当する総務省において、ウェブサイト上に「生活支援臨時給付金（仮称）の概要」、「よくある質問」を掲載しました。また、当該給付金について、国民の皆様からの問い合わせに対応するため、「生活支援臨時給付金コールセンター」が開設されております。

つきましては、市区町村社会福祉協議会に対し、当該給付金にかかる問い合わせがあった場合には、下記サイトの閲覧をご案内ください。また、インターネットを利用されない方等に対しては、下記コールセンターのご紹介も併せて行いますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市町村に周知いただくよう、よろしくをお願いいたします。また、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会に周知いただくよう、よろしく申し上げます。

<総務省「生活支援臨時給付金」>

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

<生活支援臨時給付金コールセンター>

連絡先 03-5638-5855

応対時間 9:00~18:30（土、日、祝日を除く）